

# 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 豊田市すこやか住宅リフォーム助成金

## 申請用写真の撮り方について

### 目次

1	諸注意	
(1)	日付について	P 1
(2)	既存の家具やカーペット等について	P 1
(3)	メジャーを使用した撮影について	P 2
2	介護保険制度の住宅改修	
(1)	手すりの設置	
ア	新規手すりの設置	P 3
イ	既存手すりの変更（高さ・太さ等）	P 4
(2)	段差の解消	
ア	敷居の撤去	P 5
イ	床のかさ上げ／かさ下げ	P 6
ウ	スロープ・踏み台の設置	P 7
エ	洋式便器の高さの変更	P 8
オ	浴槽の深さの変更	P 9
(3)	床材の変更	
ア	屋内の床材変更	P 11
イ	屋外の通路面変更	P 12
(4)	扉の取替	
ア	扉本体の取替	P 13
イ	ドアノブの取替	P 14
(5)	便器の取替（和式→洋式）	P 15
3	豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業の住宅改修	P 16
4	必要写真早見表	P 17

## 1 諸注意

### (1) 日付について

工事前後の時系列の確認のため、提出写真は全て撮影時の日付（年・月・日）を入れていただく必要があります。原則は工事看板ですが、デジタルカメラの日付機能で挿入された日付でも可能です。

日付なし、オートシェイプ等で後から挿入、等は認められませんのでご注意ください。



### (2) 既存の家具やカーペット等について

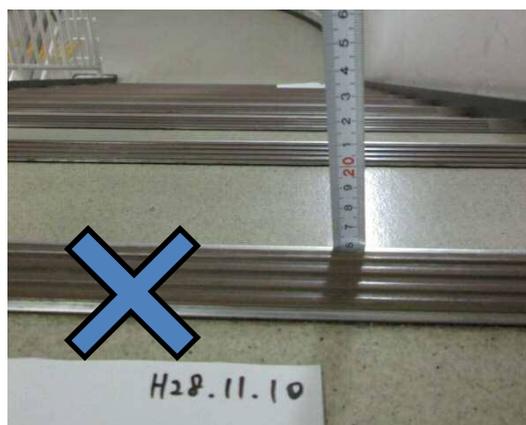
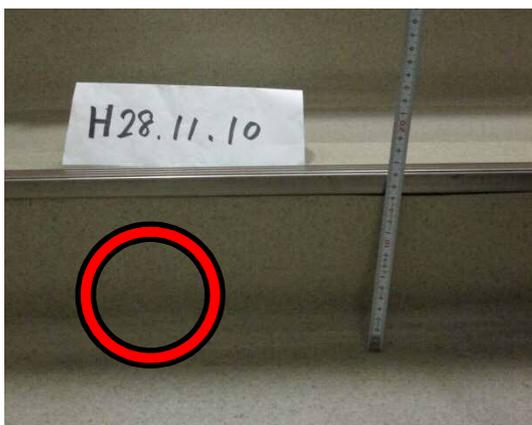
撮影の際は施工箇所全体が写っている必要があります。既存の床材やスペースの確認のため、カーペットや家具等を移動・撤去した状態にして撮影してください。

工事直前でなければ撮影できない場合は、窓口にてその旨お伝えください。



### (3) メジャーを使用した撮影について

ア 高さや幅を測る写真は、メジャーが接地していることがわかるアングルで撮影してください。段差越しにメジャーを撮影した写真は、不可となります。



イ 遠距離の撮影でメジャーの目盛が正確にわからない場合は、目盛部分を拡大して撮った写真も併せて提出してください。



## 2 介護保険制度の住宅改修

### (1) 手すりの設置

#### ア 新規手すりの設置

<工事前> 手すり設置予定箇所の全体を撮影してください。また、設置理由となるもの（扉、段差、トイレ等）も一緒に写る様に撮影してください。



<工事後> 設置後手すりの全体を撮影してください。また、設置理由となるもの（扉、段差、トイレ等）も一緒に写る様に撮影してください。

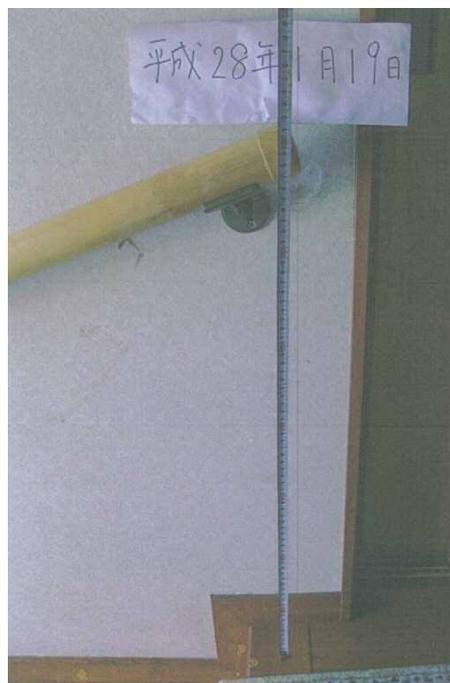


イ 既存手すりの変更（高さ・太さ等）

<工事前> 現在設置されている手すりの高さや太さがわかるように、メジャーや定規等をあてて撮影してください。



<工事後> 設置後手すりの高さや太さがわかるように、メジャーや定規等をあてて撮影してください。



## (2) 段差の解消

### ア 敷居の撤去

<工事前> 敷居にメジャーをあてて両側から撮影してください。

前①



前②



<工事後> メジャーが0センチの状態、定規等を置いて傾きがない状態等、段差がなくなったとわかるように撮影してください。段差が残る場合、段差軽減箇所にメジャーを当てて撮影してください。

後①



後②



## イ 床のかさ上げ／かさ下げ

<工事前> 段差のある箇所（片側しか段差が無い場合は、片側のみで可）にメジャーをあてて撮影してください。また、かさ上げ／かさ下げする前の床全体の写真も別途撮影してください。

前①



前②



<工事後> 段差が無いとわかるように撮影してください。段差が残る場合、メジャーを当てて撮影してください。また、かさ上げ／かさ下げした後の床全体の写真も別途撮影してください。

後①



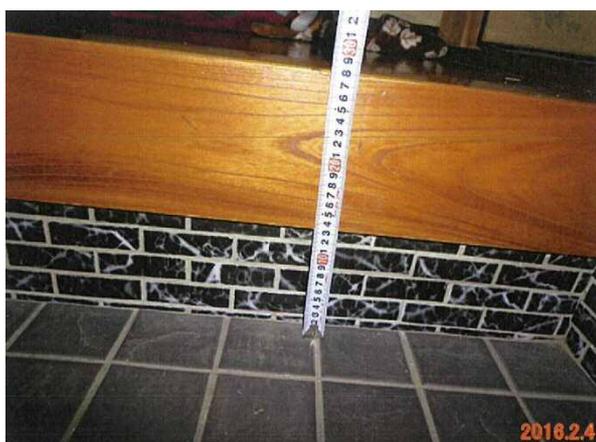
後②



## ウ スロープ・踏み台の設置

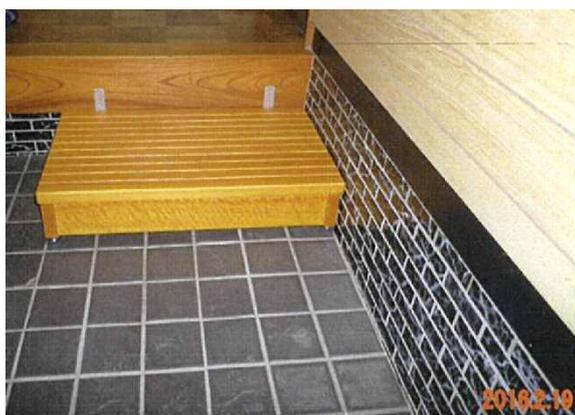
<工事前> 段差のある箇所（片側しか段差が無い場合は、片側のみで可）にメジャーをあてて設置予定箇所の全体を撮影してください。また、段差が複数ある場合（階段、既設の踏み台等）は、それぞれの段差にメジャーをあてて別途撮影してください。

前



<工事後> スロープ・踏み台の全体を撮影してください。また、ビスや両面テープ等、固定方法がわかる写真も別途撮影してください。（屋外コンクリート製の場合は不要）

後①



後②



## 工 洋式便器の高さの変更

<工事前> 便器全体を撮影してください。また、フタを開け便座を閉じて、座った時の高さがわかる写真を別途撮影してください。※便器本体の高さが確認できるように、正面から撮影してください

前①



前②



<工事後> 便器全体を撮影してください。また、フタを開け便座を閉じて、座った時の高さがわかる写真を別途撮影してください。※便器本体の高さが確認できるように、正面から撮影してください

後①



後②



## オ 浴槽の深さの変更

<工事前> 浴槽全体を撮影してください。また、浴槽の内側・外側の高さがわかる写真を別途撮影してください。※メジャーの接地部分が浴槽の淵等で隠れないように注意してください

### 前① 浴槽全体



### 前② 浴槽外側メジャー

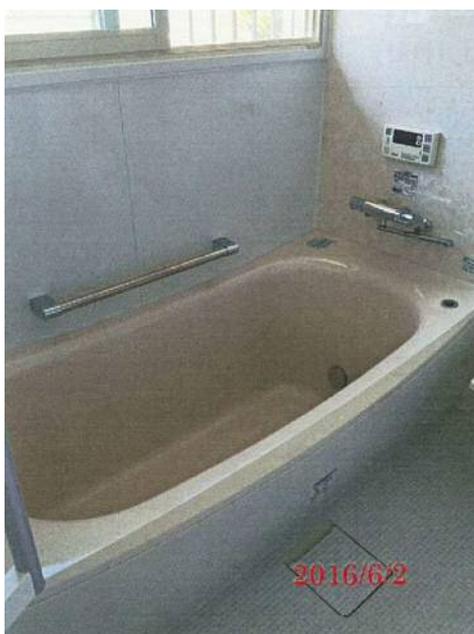


### 前③ 浴槽内側メジャー

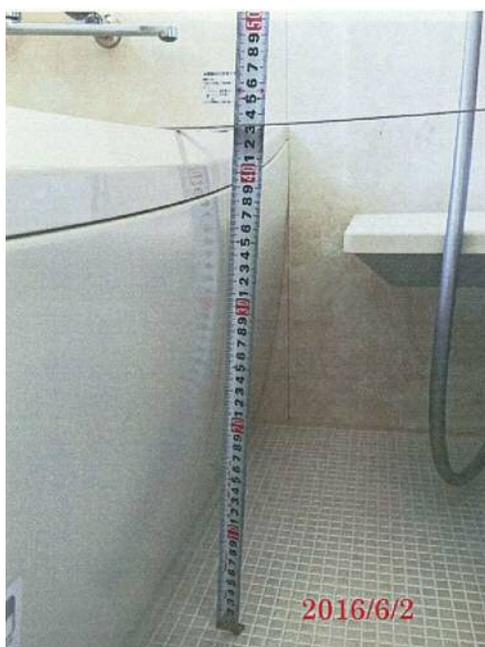


<工事後> 浴槽全体を撮影してください。また、浴槽の内側・外側の高さがわかる写真を別途撮影してください。※メジャーの接地部分が浴槽の淵等で隠れないように注意してください

後① 浴槽全体



後② 浴槽外側メジャー



後③ 浴槽内側メジャー



### (3) 床材の変更

#### ア 屋内の床材変更

<工事前> カーペット・家具・マットなどをどかして、床材全体が写る様に撮影してください。大きな家具があり事前申請の時に写真を用意できない場合は、工事直前に物をどかした時に撮影してください。

※撮影忘れにご注意ください

<工事後> カーペットや家具等を設置し直す前に、工事直後の床材全体が写る様に撮影してください。

※撮影忘れにご注意ください

前

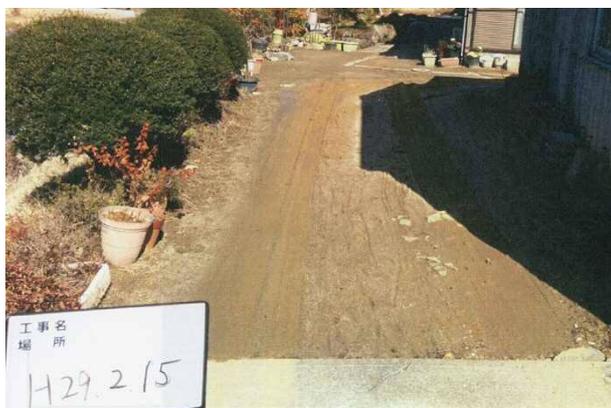


後



## イ 屋外の通路面変更

<工事前> 通路面全体が写る様に撮影してください。



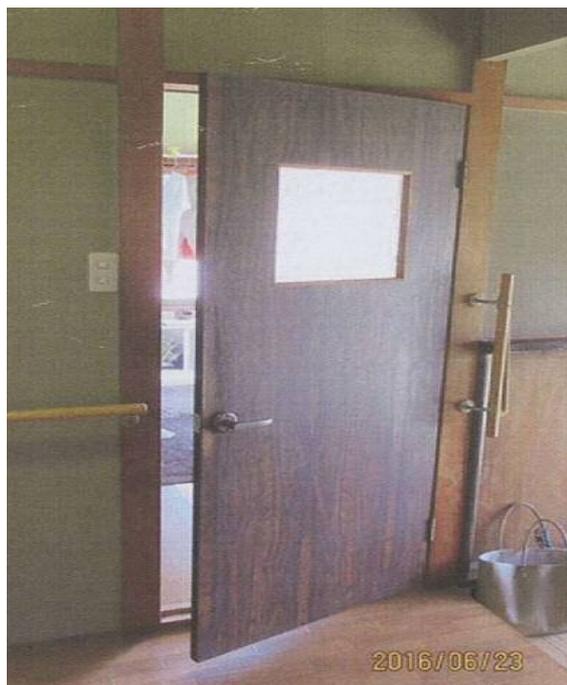
<工事後> 通路面全体が写る様に撮影してください。なお、介護保険対象内の通路幅は2メートル以内のため、通路幅が確認できるようにメジャーをあてた写真も別途撮影してください。



## (4) 扉の取替

### ア 扉本体の取替

<工事前> 扉全体が写る様に撮影してください。(片面のみで可)



<工事後> 扉全体が写る様に撮影してください。(片面のみで可)



## イ ドアノブの取替

<工事前> 表裏両面のノブを撮影してください。表裏それぞれ撮影しても、一枚にまとめて撮影しても問題ありません。



<工事後> 表裏両面のノブを撮影してください。表裏それぞれ撮影しても、一枚にまとめて撮影しても問題ありません。



## (5) 便器の取替 (和式→洋式)

<工事前> 和式便器の全体が写る様に撮影してください。



<工事後> 洋式便器の全体が写る様に撮影してください。



## (6) その他 (関連工事等)

(1)～(5)の工事の関連工事は、写真が必要な場合と不要な場合があります。ご不明な点は介護保険課までお問い合わせください。

### **3 豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業の住宅改修**

この項では、豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業でのみ対象可能な工事の必要写真を解説します。

#### **(1) 居室内へのトイレ・浴室の新設**

<工事前> 居室内の設置予定箇所を撮影してください。

<工事後> 設置後の全体写真を撮影してください。

#### **(2) 車いす対応の洗面台・流し台への変更**

<工事前> 変更前の洗面台・流し台の全体を撮影してください。

<工事後> 変更後の洗面台・流し台の全体を撮影してください。

#### **(3) 通常の洋式便器→暖房機能、自動水洗機能付きの洋式便器への取替**

<工事前> 変更前の便器全体を撮影してください。また、変更前便器の型番（※通常便器のフタ裏に記載）が確認できる写真を別途撮影してください。

<工事後> 変更後の便器全体を撮影してください。また、変更後便器の型番が確認できる写真を別途撮影してください。

なお、取替を行う目的が機能付加ではなく便器の高さの変更である場合は、「2-IV 洋式便器の高さの変更」をご参照ください。

#### **(4) スペース確保のための部屋・間口の拡張**

<工事前> 現在のスペースの幅が確認できるようにメジャーをあてた写真を撮影してください。

<工事後> 拡張したことが確認できるようにメジャーをあてた写真を撮影してください。

その他の工事については、申請前に介護保険課へご相談ください。